

事 務 連 絡
令和5年6月27日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・
児童相談所設置市認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果及び装備促進について

教育・保育施設等の安全管理の徹底について、平素より御理解・御協力をいただき、有難うございます。

また、令和5年5月22日付け、事務連絡「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備促進及び装備状況の調査について」により御依頼致しました、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「施設等」という。）において運行される送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査に御協力いただき、大変、有難うございました。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日に既に施行されており、令和6年3月末までの1年間を経過措置として設定しているものの、可能な限り6月末までに装備するようお願いしてきたところであります。

しかしながら、今回の装備状況調査の結果、約45%の送迎用バスが6月末までに当該装置を装備する目途が立っていないことが判明しました。

なお、装備が進んでいない主な理由として、施設等においては、普段送迎を実施していることから装置を装備することが出来る時間帯が限られているため、取付け事業者との調整が困難であることや、一部の安全装置の入手に時間がかかること等が挙げられています。

これから夏季に向け、取付け事業者がエアコン修理等の他業務の繁忙期に入ること踏まえ、可能な限り早期に安全装置の装備が完了するよう、下記について、各担当主管課におい

て様々な機会を捉えて、別表の施設等に対し、周知徹底を図るようよろしくお願いします。

なお、別添 1、2 のとおり安全装置のメーカー及び取付け事業者の団体にも依頼文を発出しておりますので申し添えます。

送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果については別添 3 のとおりであり、こども家庭庁 HP にも公表しておりますので、装備促進の参考としてください。

また、各自治体においても、こどもの安全に関する情報を、保護者等に積極的に提供するという観点から、市区町村等において、管内の施設・事業における装備状況・予定について一覽的に公表することを積極的に検討していただくとともに、公表の実施結果や公表予定について、様式は問いませんので、こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係までメールにて報告をお願いします。

最後に、先般もお願いしておりますが、安全装置設置に関する補助事業の実施については、令和 5 年 4 月 19 日こ成保第 15 号こども家庭庁成育局長通知「認可保育所等設置支援等事業の実施について」等においてお示ししているところですが、上記を踏まえ早急に事業実施に着手していただきますよう重ねてお願いします。

記

- 1 これから車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇することや、取付け事業者が繁忙期に入ることを考慮し、こどもの安全を第一に考え、極力早く装備を進めること。
(取付け事業者との作業時間の調整が困難である場合、こどもの安全を考え、平日にこだわらず、休日に作業することも検討すること。)
- 2 こども家庭庁の HP において、国土交通省において策定された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストを公開しており、また、各装置メーカーの HP において、納品状況、取付けまでにかかる期間の明示を依頼しているので、早期の取付けに向け参考にすること。
なお、空きのある取付け事業者を探したい場合には、ディーラー、自動車整備工場、下記の事業者一覧等を参照すること。
- 3 やむを得ず安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底すること。
- 4 こどもの安全に関する情報を保護者等に積極的に提供するという観点から、自分の施設における安全装置の装備予定や代替措置の実施状況等の情報を、保護者に情報提供することを検討すること。

- 5 安全装置はあくまで、ヒューマンエラーを補完するものであり、安全装置の装備の有無に関わらず、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。
- 6 国土交通省が策定した安全装置のガイドラインに適合しているものであれば、令和4年9月5日以降に設置された安全装置は補助対象となるので、早期に装備を進めること。

【公表資料等】

- 送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/kekka/
- 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>
- 事業者一覧
http://www.jidosha-densou.or.jp/member_list/member_list_index.html

【問合せ先】

- こどものバス送迎・安全徹底プラン及び公表に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- 幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
TEL：03-6734-2695
- 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058
- 認可外保育施設（全類型）に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
TEL：03-6861-0063

(別表 1)

施設等	担当主管課
域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。）	各都道府県・市町村保育主管課
所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会	各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
所管の私立幼稚園及び私立特別支援学校	各都道府県私立学校主管課
附属の幼稚園及び特別支援学校	附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課
域内の市区町村認定こども園主管課及び所管の認定こども園	各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
域内の指定障害児通所支援事業実施事業所	各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課

こ 成 安 第 59 号
5 教 参 学 第 1 9 号
国 自 技 環 第 61 号
令 和 5 年 6 月 27 日

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の製造メーカー 各位

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 安 全 対 策 課
文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課
国 土 交 通 省 自 動 車 局 技 術 ・ 環 境 政 策 課

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備促進について

平素より、こどもの安全・安心について、格別のご理解・御尽力を頂きありがとうございます。

さて、令和 4 年 9 月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、10 月 12 日に取りまとめた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として、12 月 20 日に国土交通省において「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定し、12 月 28 日に関係府省令等の改正・公布により、本年 4 月 1 日以降、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「施設等」という。）において、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスを運行する場合は安全装置の装備を義務付けるとともに、ガイドラインに適合する安全装置の導入の支援を行っています。

なお、この義務については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、経過措置を設けているものの、悲惨な事案を二度と繰り返すことがないように、可能な限り本年 6 月末までの装備を呼びかけてきたところです。

一方、6 月に実施した安全装置の装備状況調査の結果、約 45%の送迎用バスが 6 月末までに当該装置を装備する目途が立っておらず、その主な理由として、普段送迎を実施していることから装置を装備することが出来る時間帯が限られているため、取付け事業者との調整が困難であることや、一部の安全装置の入手に時間が掛かること等が挙げられております。

これから夏季に向け、取付け事業者がエアコン修理等の他業務の繁忙期に入ることとも踏まえ、施設等が可能な限り早期に装備を完了するため、下記のご協力をお願いいたします。

なお、別添 1 により、地方自治体を通じて、施設等に対し置き去り防止を支援する安全装置の早期装備を促すための通知を行い、別添 2 により全国自動車電装品整備商工組合連合会に、取付け可能事業者の紹介を求めていることを申し添えます。

記

- 1 安全装置の早期供給に可能な限りご配慮頂くとともに、各社製品 HP 等において、装置の在庫・出荷状況、取付け可能時期の目安等の、施設等が早期の装置取付けを検討する際に参考となる情報を、可能な限り開示頂きますよう、宜しくお願いいたします。
- 2 下記の事業者一覧等を参照し、可能な限り取付け事業者の確保に努めて頂きますよう、宜しくお願いいたします。

http://www.jidosha-densou.or.jp/member_list/member_list_index.html

以 上

【本件担当】

- こども家庭庁所管施設・事業について
こども家庭庁成育局安全対策課 森島、宮崎
電話番号：03-6858-0183
- 文部科学省所管施設（幼稚園、特別支援学校）について
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 林、渡邊
電話番号：03-6734-2695
- 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインについて
国土交通省自動車局 技術・環境政策課 久手、島
電話番号：03-5253-8591

こ 成 安 第 58 号
5 教 参 学 第 2 0 号
国 自 技 環 第 61 号 の 2
令 和 5 年 6 月 27 日

全国自動車電装品整備商工組合連合会 御中

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 安 全 対 策 課
文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課
国 土 交 通 省 自 動 車 局 技 術 ・ 環 境 政 策 課

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備促進について

平素より、こどもの安全・安心について、格別の御理解・御尽力を頂きありがとうございます。

さて、令和 4 年 9 月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、10 月 12 日に取りまとめた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として、12 月 20 日に国土交通省において「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定し、12 月 28 日に関係府省令等の改正・公布により、本年 4 月 1 日以降、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「施設等」という。）において、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスを運行する場合は安全装置の装備を義務付けるとともに、ガイドラインに適合する安全装置の導入の支援を行っています。

なお、この義務については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、経過措置を設けているものの、悲惨な事案を二度と繰り返すことがないように、可能な限り本年 6 月末までの装備を呼びかけてきたところです。

一方、6 月に実施した安全装置の装備状況調査の結果、約 45%の送迎用バスが 6 月末までに当該装置を装備する目途が立っておらず、その主な理由として、普段送迎を実施していることから装置を装備することが出来る時間帯が限られているため、取付け事業者との調整が困難であることや、一部の安全装置の入手に時間が掛かること等が挙げられております。

これから夏季に向け、施設等において可能な限り早期に装備を完了するため、貴連合会傘下会員に対し、下記事項について周知願います。

なお、別添 1 により、地方自治体を通じて、施設等に対し置き去り防止を支援する安全装置の早期装備を促すための通知を行い、別添 2 により装置製造メーカーへは、装置の出荷状況や取付け状況の開示及び取付け事業者の確保を求めていることを申し添えます。

記

1. 施設等又は装置製造メーカーから取り付けに関する相談があった際は、可能な限り早期取付けにご配慮頂きますよう、宜しくお願いいたします。
2. 取り付け作業が実施できない場合は、他事業者を紹介するなど作業が早期に実施できるよう代替案を提案頂きますよう、宜しくお願いいたします。

以 上

【本件担当】

- こども家庭庁所管施設・事業について
こども家庭庁成育局安全対策課 森島、宮崎
電話番号：03-6858-0183
- 文部科学省所管施設（幼稚園、特別支援学校）について
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 林、渡邊
電話番号：03-6734-2695
- 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインについて
国土交通省自動車局 技術・環境政策課 久手、島
電話番号：03-5253-8591

送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査結果について

こどもまんなか
こども家庭庁

令和5年6月27日

装備状況調査の実施

調査概要

- 令和4年9月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期するため、同年10月、政府として緊急対策をとりまとめた。当該対策の一環として、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備を義務化するため、関係府省令等を改正し、令和5年4月1日に施行した。
- 安全装置の装備の義務化については、令和6年3月31日までの1年間を経過措置の期間として設定しているものの、可能な限り令和5年6月30日までに安全装置を装備するよう求めてきたところで、現在の装備状況について、文部科学省と連携して調査を実施したものである。
 - ・ 調査開始日 : 令和5年5月22日（月）
 - ・ 国への報告期限 : 令和5年6月7日（水）

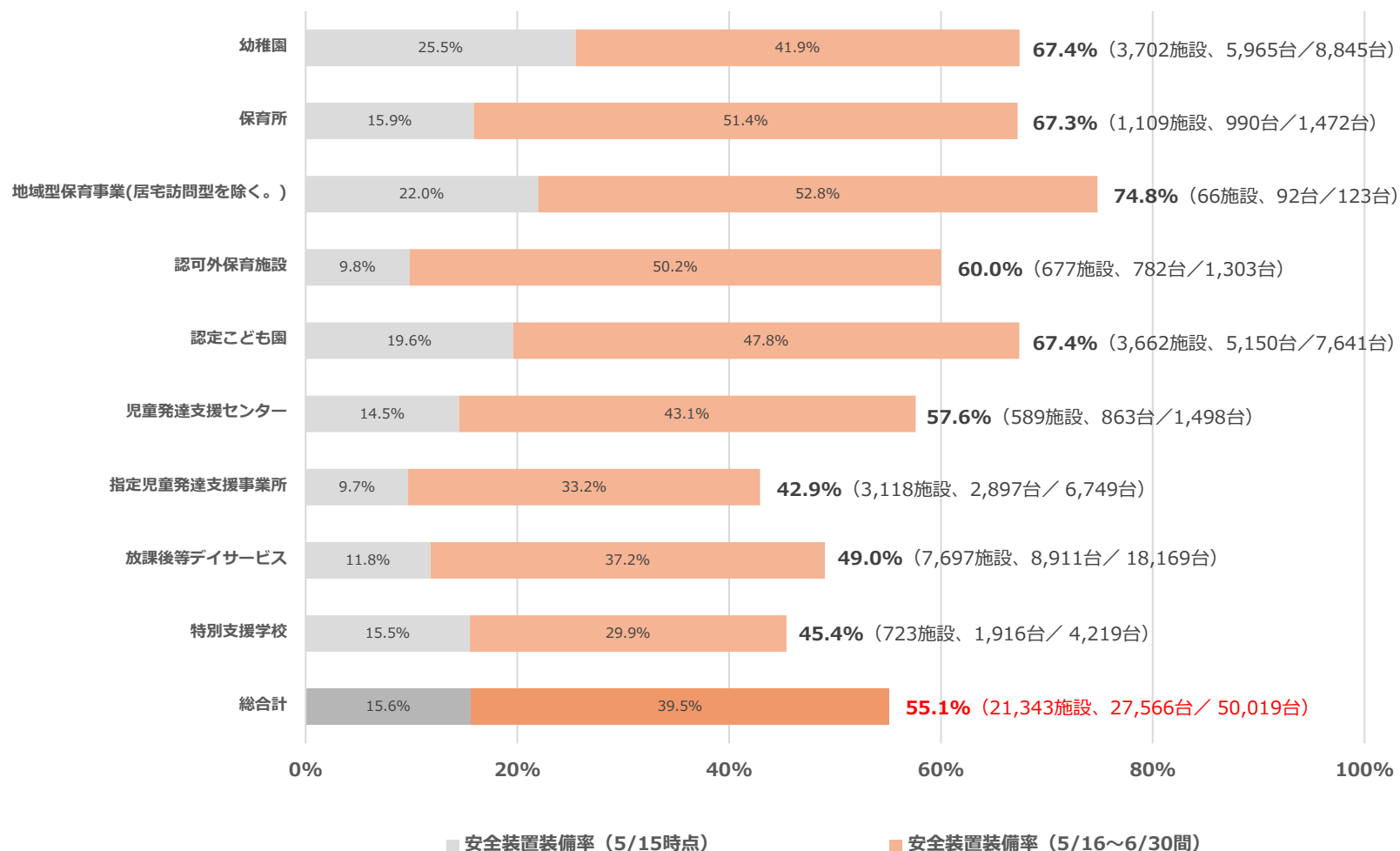
調査項目

- 1 送迎用バスを運行している施設・事業数
- 2 送迎用バスの運行台数
- 3 安全装置の装備を完了した送迎用バスの台数 〔令和5年5月15日時点〕
- 4 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 〔令和5年6月30日まで〕

※ 関係府省令等の改正により安全装置の装備が義務付けられた施設・事業、送迎用バスを対象として調査を実施。

調査結果 【施設・事業別】

6月末時点の装備完了及び装備予定の割合



調査結果については、令和5年5月15日を基準日として、令和5年6月23日時点で国に回答があった施設・事業について取りまとめたものである。

調査結果【都道府県別】

都道府県	①施設・事業数	②運行台数	③6月末装備完了 予定台数	④割合
北海道	1,293施設	3,161台	1,579台	50.0%
青森県	403施設	704台	502台	71.3%
岩手県	240施設	474台	212台	44.7%
宮城県	417施設	1,159台	474台	40.9%
秋田県	166施設	286台	207台	72.4%
山形県	251施設	499台	377台	75.6%
福島県	332施設	698台	491台	70.3%
茨城県	547施設	1,384台	833台	60.2%
栃木県	297施設	766台	362台	47.3%
群馬県	324施設	728台	378台	51.9%
埼玉県	1,081施設	2,966台	2,039台	68.7%
千葉県	886施設	2,132台	1,333台	62.5%
東京都	1,472施設	3,827台	1,935台	50.6%
神奈川県	936施設	2,642台	1,204台	45.6%
新潟県	439施設	761台	440台	57.8%
富山県	121施設	256台	114台	44.5%
石川県	281施設	593台	462台	77.9%
福井県	101施設	188台	120台	63.8%
山梨県	203施設	418台	187台	44.7%
長野県	270施設	521台	308台	59.1%
岐阜県	487施設	1,209台	564台	46.7%
静岡県	648施設	1,525台	957台	62.8%
愛知県	1,268施設	3,036台	1,862台	61.3%
三重県	228施設	550台	274台	49.8%

都道府県	①施設・事業数	②運行台数	③6月末装備完了 予定台数	④割合
滋賀県	243施設	562台	114台	20.3%
京都府	451施設	1,101台	564台	51.2%
大阪府	1,674施設	3,993台	1,468台	36.8%
兵庫県	780施設	1,798台	1,180台	65.6%
奈良県	196施設	382台	206台	53.9%
和歌山県	173施設	444台	208台	46.8%
鳥取県	79施設	167台	68台	40.7%
島根県	102施設	186台	84台	45.2%
岡山県	157施設	383台	223台	58.2%
広島県	473施設	1,001台	574台	57.3%
山口県	234施設	525台	404台	77.0%
徳島県	167施設	316台	241台	76.3%
香川県	131施設	249台	129台	51.8%
愛媛県	309施設	656台	469台	71.5%
高知県	119施設	234台	166台	70.9%
福岡県	1,020施設	2,693台	1,468台	54.5%
佐賀県	176施設	340台	141台	41.5%
長崎県	365施設	712台	441台	61.9%
熊本県	386施設	771台	462台	59.9%
大分県	296施設	641台	432台	67.4%
宮崎県	255施設	505台	295台	58.4%
鹿児島県	546施設	1,170台	617台	52.7%
沖縄県	320施設	707台	398台	56.3%

全国	21,343施設	50,019台	27,566台	55.1%
----	----------	---------	---------	-------

調査結果については、令和5年5月15日を基準日として、令和5年6月23日時点で国に回答があった施設・事業について取りまとめたものである。

【本件担当】

こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

TEL : 03-6858-0183

mail:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp